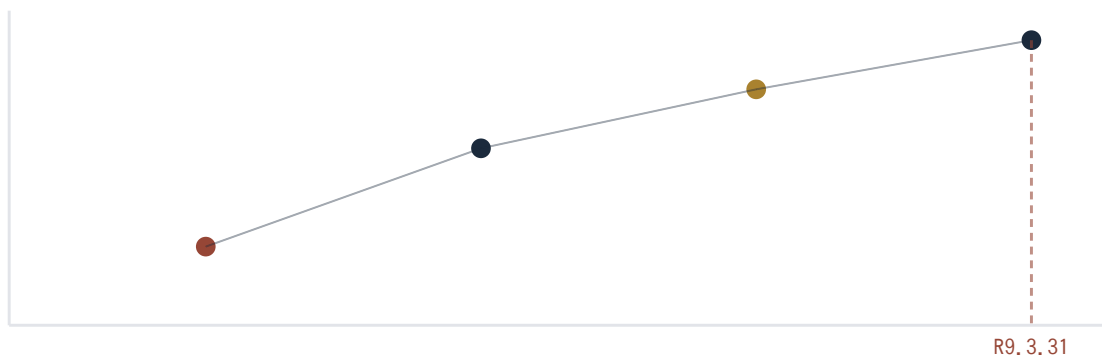


事業承継における 相続の一次整理

2027年3月という期限を見落とさないために



※これは一般情報です。最終判断前に必ず該当分野の専門家（弁護士・司法書士・税理士）へ確認してください。

本資料の性格：本資料は相続・事業承継の「一次整理」（何を・いつまでに・誰と確認すべきかの見取り図）を提供する一般情報です。個別の事案に対する法的結論・税務上の助言ではなく、特定の読者の状況に当てはめた判断を代行するものでもありません。

CO-LINKが行うこと：手続の全体像・スケジュールの整理、財産棚卸しの一般的なフォーマット提供、有資格専門家（弁護士・司法書士・税理士）への接続調整（PM）。

CO-LINKが行わないこと：遺産分割協議書等の代理・代行作成、相続登記の代理申請（司法書士の独占業務）、相続税の税額計算・申告代理（税理士の独占業務）、相続人間の交渉代理（弁護士の独占業務）。

相続人間に分割方法をめぐる意見対立の兆候がある場合は、本資料の範囲を超えます。直ちに弁護士へご相談ください。

Key Messages

- 1 相続登記は2024年4月から義務化されており、それより前に発生した相続も、2027年3月31日までに登記（または相続人申告登記）が必要とされている。未対応の場合、過料の対象になりうる。
- 2 事業承継では、自社株式・事業用資産も遺産分割の対象に含まれるため、通常の相続より早い段階での一次整理が重要になりやすい。
- 3 相続人全員が分割方法に同意できる見込みかどうかで、進め方は大きく分かれる。同意の見込みがない・対立の兆候がある場合は、早期に弁護士へ相談すべき局面である。
- 4 「誰が・何を・どういう状態か」を確認する一次整理は自分たちでも着手できるが、書面化・登記・税務申告は専門家の確認を要する。

相続登記の義務化により、過去の相続も2027年3月31日までの対応が必要とされている

**2027
年3月31日**

相続登記の申請義務化は2024年4月1日に施行された。制度上、施行日より前に発生した相続で未登記の不動産についても、この期限までに相続登記（または簡易な「相続人申告登記」）を行う必要があるとされている。正当な理由なく対応しない場合、10万円以下の過料の対象になりうるとされる。

「相続人申告登記」は、相続人全員の同意や遺産分割協議書がなくても、特定の相続人が単独で法務局へ申し出ること、登記申請義務を暫定的に果たしたとみなされる簡易な制度とされている。ただし、遺産分割が成立した場合は、成立日から一定期間内に改めて正式な相続登記が必要になるとされる。

ご確認をお願いしたい点：本資料作成時点で法務省・政府広報オンラインの一次ページへ本セッションから直接アクセスできなかったため、上記の期限・金額は複数の独立した二次情報源（検索結果の一致）に基づく記載であり、原文の逐語確認はできていません。**該当しそうな不動産をお持ちの場合は、法務局または司法書士に直接ご確認ください。**

出典：法務省「相続登記の申請義務化について」（ページ名で検索確認）、政府広報オンライン記事、複数の司法書士・税理士事務所の解説記事（相互に整合する数値を確認）

確信度：可能性が高い（一次資料の直接確認は未了・Gap）

相続手続には決まった順序があり、「争いの有無」で進め方が分岐する

① 相続人の確定

被相続人の戸籍を出生から死亡まで収集し、相続人の範囲を確定する。

② 相続財産の調査

不動産・預貯金・有価証券等のプラス財産と、借入金等のマイナス財産を洗い出す。事業承継の場合は自社株式・事業用資産も対象に含める。

③ 相続方法の選択

単純承認・限定承認・相続放棄のいずれかを選ぶ。家庭裁判所への手続には期限があるとされ、負債超過の疑いがある場合は特に早期の確認が必要になる。

→ 期限に関わる判断のため、早めに専門家へ確認することが望ましい

④ 遺言の有無確認

公正証書遺言・自筆証書遺言（法務局保管制度の利用有無）を確認する。自筆証書遺言（保管制度未利用）は家庭裁判所の検認手続が必要になる場合がある。

⑤ 遺産分割協議（遺言がない場合）

相続人全員が分割方法に合意できれば協議書を作成する。

→ 合意できる見込み：自分たちで一次整理を進められる / 対立の兆候：直ちに弁護士へ

⑥ 名義変更・登記

不動産の相続登記（司法書士）、預貯金の解約・払戻し。Exhibit 1の期限が関わる。

⑦ 相続税申告

基礎控除を超える場合、期限内の申告・納税が必要（税理士）。

出典：一般的な相続手続の枠組み（30_shared_assets/LEGAL_TEMPLATES/INHERITANCE_TEMPLATES.mdの整理を基に一般化。具体的な期間・割合の数値は法改正により変わりうるため本資料には記載していない）

事業承継が絡む相続は、経営権の安定という追加の論点を持つ

論点	一般的な考え方
自社株式の扱い	後継者に集中させたい場合と、相続人間の公平を重視する場合とで方針が分かれる。分散すると将来の意思決定に影響するという指摘が一般的にされている。
後継者以外の相続人への配慮	自社株式・事業用資産を後継者に集中させる代わりに、他の相続人へ代償金を支払う「代償分割」という方法が用いられることがある。
経営者個人の資産と会社の資産の区分	個人が会社に貸し付けている資金・個人保証・自社への貸付不動産等、経営者個人の相続財産と会社の財産が混在しているケースがあり、整理に時間を要することが多い。

この節で扱わないこと： 自社株式の評価方法・相続税の具体的な計算・事業承継税制の適用要件には触れていません。いずれも税理士・公認会計士の専門領域であり、個別の資産状況に応じた判断が必要です。

選択肢

状況	進め方の目安
相続人全員が分割方法に合意できる見込み	一次整理（相続人・財産の棚卸し）を自分たちで進め、書面化の段階で専門家の確認を受ける
事業承継が絡み、税務・法務が交錯する	一次整理と並行して、早期に税理士・弁護士へ相談することが望ましい局面が多いとされる
相続人間に意見対立の兆候がある	一次整理を待たず、直ちに弁護士へ相談する

どこから始めるべきか

- 1 相続人・財産の棚卸しから始める（登記・税務の最終判断はまだ行わない）
- 2 事業用資産（自社株式を含む）を個人資産と明確に区分して整理する
- 3 対象になりそうな不動産がないか確認し、Exhibit 1の期限を意識する
- 4 専門家に相談するタイミングをあらかじめ決めておく（対立の兆候・税務の複雑さ・期限の近さ等）

一次整理のご相談

CO-LINKは相続・事業承継準備支援事業として、上記の一次整理（誰が・何を・どういう状態かの棚卸し）を一般情報の範囲でお手伝いし、必要な専門家（弁護士・司法書士・税理士）へお繋ぎします。CO-LINK自身が登記・税務申告・法律事件の代理を行うことはありません。

株式会社CO-LINK info@co-link1618.com

C0-LINKの立ち位置（境界の再確認）

C0-LINKが行うこと	C0-LINKが行わないこと（各資格者の独占業務）
相続手続の全体像・スケジュールの整理	遺産分割協議書等の代理・代行作成、相続人間の交渉代理（弁護士）
相続財産目録の一般的な整理フォーマット提供	相続登記の代理申請（司法書士）
弁護士・司法書士・税理士への接続調整（PM）	相続税の税額計算・申告代理（税理士）

C0-LINKは事業ドメイン「相続・事業承継準備支援事業」として、専門家接続の仕組み（LINK-A）を通じて有資格の専門家へつなぐPM（プロジェクトマネジメント）に徹します。

このレポートについて（Methodology）

一次情報アクセスの限界：本レポート作成時、法務省・政府広報オンラインの一次ページへ本セッションから直接アクセスできなかった（ネットワーク制限）。Exhibit 1の期限・金額は、複数の独立した検索結果が同一の数値で一致していることを確認した上で「可能性が高い」の確信度で掲載している。原文の逐語確認は行えていない。

意図的に記載していない事項：法定相続分・遺留分の具体的な割合、相続放棄の熟慮期間の具体的な日数、相続税の基礎控除額・税率、自社株式の評価方法。いずれも法改正・個別事案により変動しうるため、本資料には断定的な数値を置いていない。使用時点の民法・相続税法・国税庁公表資料、または専門家への確認が必要である。

参照した社内資料：`30\_shared\_assets/LEGAL\_TEMPLATES/INHERITANCE\_TEMPLATES.md`（社内の非弁行為境界レビューを経た相続手続の一般的な整理）。

付録

用語集

遺産分割協議

相続人全員で遺産の分け方を話し合い、合意すること

相続登記／相続人申告登記

不動産の名義を相続人へ変更する手続、および法務局への簡易な申出による暫定的な義務履行の制度

遺留分

一定の相続人に法律上保障されている最低限の取り分（割合は本資料に記載せず、使用時点の法令で確認）

限定承認・相続放棄

プラス財産の範囲でのみ負債を承継する方法、および相続そのものを放棄する方法。いずれも家庭裁判所への手続が必要

代償分割

特定の相続人が不動産・自社株式等を取得する代わりに、他の相続人へ金銭を支払う分割方法

出典一覧

法務省「相続登記の申請義務化について」／政府広報オンライン（相続登記義務化関連記事）／複数の司法書士・税理士事務所の解説記事（相互整合を確認）／社内資料：

30_shared_assets/LEGAL_TEMPLATES/INHERITANCE_TEMPLATES.md

版管理

版	日付	内容
v1.0	2026-09-15	初版発行

※これは一般情報です。最終判断前に必ず該当分野の専門家（弁護士・司法書士・税理士）へ確認してください。

本資料は特定の個人・法人の相続・事業承継に関する法的結論を示すものではありません。相続人間に意見対立がある場合は、本資料の範囲を超えるため直ちに弁護士へご相談ください。

株式会社CO-LINK

© 2026 CO-LINK. ALL RIGHTS RESERVED.

※本資料は一般情報です。個別の法的判断は専門家にご確認ください。

